

平成31年度 社会福祉法人本巢市社会福祉協議会事業計画

[基本理念]

ふれあい、つながり、支え合う 安心とやさしさに包まれたまち もとす

[事業方針]

時代と共に地域社会や家族の在り方が多様化し、それに伴う福祉ニーズも年々変化しつつあります。

これらの福祉ニーズに対応できるよう、関係機関とのネットワークの充実や「我が事・丸ごと」の精神で、地域全体で助け合っていく基盤づくり、体制づくりが求められています。当協議会は、地域福祉の推進役として様々な人を結び付け、それを福祉サービスに展開し、大人も子どもも住み慣れた地域で安心して生活できるよう体制づくりを目指していきます。

また、近年多発する風水害や地震災害などにも対応できるよう事業継続計画に基づき、備えていきます。

[重点計画]

1 生活支援サービスの創設

高齢者や障がい者が地域で安心して生活できるよう、ちょっとした困りごとを支援する生活支援サービスのしくみづくりを行います。またそれに伴う、ボランティアの育成を行っていきます。

2 子どもの居場所啓発事業

貧困を含む様々な困難や課題を抱える子ども達に対し、学習の場の提供や子ども食堂など子どもに対する支援を充実するため、市民を対象とした啓発活動を行っていきます。

3 介護保険事業及び障がい福祉事業におけるサービス体制の向上

要介護や要支援の高齢者の方々への介護サービス支援や障がい者に対する福祉サービス等について、利用者の信頼や評価が高められるようサービスの質の向上に努めていきます。

4 災害ボランティアセンターの強化

近年多発している風水害・地震災害の備え、災害ボランティアセンター運営に係る整備を行います。また職員の対応についても、訓練を重ね強化に努めます。

5 生活支援コーディネーター事業と地域支援事業の推進

地域住民と地域内にある様々な専門機関、介護事業者、福祉団体等と連携し、住民の主体的な活動によるサービスの創出、担い手の育成など資源開発や関係者間の情報共有等を目的としたネットワークの構築を進めます。

6 健全な組織運営

高い公益性を有する社会福祉法人であるために組織のガバナンスの強化と法令遵守の徹底を図りながら透明性の高い組織運営を行います。

[一般福祉事業部門]

1 法人運営事業

- (1) 安定的な法人運営のために理事会・評議員会を開催します。
- (2) 監事による事業監査及び会計監査を行います。
- (3) 社協内部会議（各課事務連絡調整会議、担当者会議）を開催します。
- (4) 適正な予算の執行及び経費の見直しや節約を行います。
- (5) 財源確保のために社協会員と賛助会員の加入促進と寄附金を募集します。
- (6) 広報なごみの発行（年4回）やホームページ、フェイスブックによる情報提供を行います。
- (7) 事務局体制の強化と職員の資質向上や人材育成を行います。
- (8) 災害時職員体制の強化と対応を整備します。
- (9) 火災等により被災された世帯主に対し、援護金（見舞金）を支給します。

2 地域福祉事業

- (1) ふれあいいいきサロン事業
円滑な事業運営を支援するため助成を行います。また、血圧測定やふくし出前講座、職員・ボランティアによるレクリエーションを行いながら高齢者などの生きがいを支援します。
- (2) 広域サロンの開催
北部地域を対象に、地域を越えて誰でも参加できるサロンを開催します。
- (3) 福祉車輛の貸出
一般の交通手段を利用することが困難な方などに福祉車輛を貸出します。
- (4) 福祉用具の貸出
電動ベッド、車椅子、歩行器などの福祉用具を貸出します。
- (5) まごころ給食の配布
75歳以上のひとり暮らし高齢者に対し、ボランティア手作りの料理を配食します。
- (6) 男性料理教室
男性でも簡単にできる料理を実習し、栄養管理と今後の日常生活に役立てて頂きます。
- (7) 独居老人交流会（やっとかめ交流会）
65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に食事会等の交流の場を提供します。
- (8) 福祉運動会
地域の高齢者が共に理解を深め、健康・ふれあいなどを目的に交流を図ります。
- (9) 介護者への情報提供
介護者に認知症カフェやサロンなど交流の場を情報提供し、介護についての悩みを相談したり、心身がリフレッシュできる場を紹介していきます。
- (10) 社会福祉大会の開催
永年に渡り社会福祉に貢献してきた方々を表彰し、社会福祉協議会活動の啓発を目的に講演会を開催します。
- (11) 福祉協力校への助成
市内の幼稚園、小学校、中学校を指定し、福祉に関する事業や授業に対し助成を行います。また、学校やPTAとの連携を実現するため、担当教諭との連絡会を開催し、児童福祉向上への情報交換を行います。
- (12) 高額療養費貸付事業
入院又は通院による高額療養費支給制度に該当する方に対し、経済的な支援と手続きを行います。

(13) 買い物支援事業

高齢者等で、自動車等の運転ができないなど買い物の移動に不便を感じている方に対し、買い物支援サービスを実施します。また関係団体と連携し、情報交換会を開催することにより、サービスの充実と拡充を図ります。

(14) 生活支援サービスの創出

新たなボランティアを活用し、地域が地域のために支え合うしくみづくりを行います。

(15) 心身障がい者のつどい

心身障がい者及びその家族に交流の場を与え、障がい者の理解を深めともに助け合ながらいきいきと地域で暮らせるよう支援します。

(16) 共同募金事業（期間：毎年10月1日から12月28日）

助け合いの精神と福祉への参加を呼び掛け、赤い羽根共同募金並びに歳末たすけあい募金運動を積極的に展開します。

3 ボランティア事業

(1) ボランティアセンターの機能の充実

ボランティアセンターの機能を強化し、ボランティアの養成や登録団体の支援、またボランティアの有償化やポイント制など活動方法等検討していきます。また、広報活動を積極的に行いながら情報提供や活動紹介を行います。

(2) ボランティア養成講座（くらしつなぎあいサポーター養成講座）の開催

一人暮らし高齢者等を対象に、生活上のちょっとした困りごとを支援する担い手を養成します。

(3) ボランティアスクール

小学校高学年及び中学生を対象に、高齢者や障がい者に対する接し方を体験を通じて学び、児童生徒の福祉の心を育む機会をつくります。

(4) レクリエーション講座

一般市民やボランティアを対象に、サロンで活用できるようなレクリエーションを紹介し、サロン活動に役立てていただけるよう講座を開催します。

(5) 災害救援ボランティア研修会

災害が発生した際、職員の動きや災害ボランティアセンターの運営方法等を確認するため、本巢市防災訓練に参加します。また、災害ボランティアセンターへの協力と理解を深めるための研修会を行います。

4 県社協からの受託事業

(1) 生活福祉資金貸付事業

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的として「生活福祉資金貸付制度」があります。生活福祉資金の貸し付けは、都道府県社会福祉協議会を実施主体として、県内の各市町村社会福祉協議会が窓口となって、貸付相談及び申請の代行事務などを実施します。

(2) 日常生活自立支援事業

高齢や障がいなどで金銭管理や各種手続き等日常生活に不安を生じる方に対し、生活支援員が手助けを行います。

[公的福祉事業部門]

1 介護保険事業

(1) 訪問介護事業（ホームヘルプサービス）

在宅の要介護者に対してホームヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事などの介護や調理・洗濯・掃除等の生活援助並びに生活等に関する相談と助言、その他要介護者等に必要な日常生活上の支援を行います。また、要支援者に対して、能力を生かし、自立度を上げる予防訪問介護を行います。

●ヘルパーステーションもとす *ヘルパーねお（サテライト事業所）

(2) 通所介護事業（デイサービスセンター）

在宅の要介護者・要支援者に対し、デイサービスセンターにおいて入浴、排泄、食事などの介護や個別機能訓練、レクリエーションを行います。また、在宅の要支援者に対し、本人の能力を生かし、自立度を上げる予防通所介護を行います。

●本巢市糸貫デイサービスセンター 定員 15名（地域密着型）

●本巢市根尾デイサービスセンター 定員 15名（ " ）

(3) 本巢市居宅介護支援センター（ケアプランの作成）

① 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

介護保険の要介護認定を受けた方及びその家族の依頼を受けて、介護支援専門員（ケアマネジャー）が自宅を訪問し、その方の意向、心身の状況、生活環境等を勘案し、自立した日常生活を営むために必要なサービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を行います。

② 介護予防プランの作成

介護保険の要支援認定を受けた方に対して、地域包括支援センターからの委託により、介護予防プランの作成も行います。

(4) 本巢市地域包括支援センター（*もとす広域連合からの受託事業）

① 介護予防ケアマネジメント業務

要支援者等に対し、その心身の状況に応じて介護予防事業など包括的かつ効率的に実施されるよう必要な支援を行います。また、保健センターや地域福祉課等の関係機関と協働して地域に出向き、介護予防の啓発活動を行います。

② 総合相談支援業務

高齢者やその家族などからの総合相談に対して必要な支援が受けられるように対応し、地域包括ケアシステム構築のために関係機関の連携強化を図りながらネットワークを構築します。また、総合相談窓口としての啓発を継続的に行う為、出前講座を行います。

③ 権利擁護業務

高齢者虐待に関する相談には関係機関と連携し、支援します。また、消費者被害の防止の為、判断能力を欠く状況にある人への支援として、成年後見制度等について啓発し、必要に応じて利用に繋がるよう支援します。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域ケア会議等を活用した包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備、個々の介護支援専門員へのサポートを行います。

⑤ 指定介護予防支援

要支援認定を受けられた方に対し、予防給付に関するケアマネジメントを行います。

2 障がい福祉事業

(1) 障がい者就労継続支援事業（B型）

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

- 本巢市障がい者就労支援センターみつば 定員 20名
- 本巢市障がい者就労支援センター杉の子 定員 20名
- 本巢市障がい者就労支援センターほたる 定員 20名

(2) 障がい者相談支援事業（障がい福祉サービス等の利用計画の作成）

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援を行い、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントにより、きめ細かく支援します。

(3) 障がい者居宅介護給付事業（障がい者ホームヘルプサービス）

障がい者が居宅において日常生活を営むことができるよう、障がい者の家庭にホームヘルパーが訪問し、食事、身体の清潔の保持などの介助や日常生活を営むのに必要な便宜を供与し、障がい者の居宅での生活が続くよう支援を行います。

[指定管理事業部門]

1 指定管理事業

(1) 在宅介護支援センター事業

在宅で支援を必要とされている高齢者やその家族などに対し、ニーズに対応した各種の保健、福祉などのサービスが適切に受けられるよう、連絡・調整などを行い、地域にお住まいの高齢者やその家族が、安心して暮らせることを目的に相談に応じます。

また、一人暮らし高齢者や高齢者世帯等の安否確認を行い、地域に密着した支援が行えるよう訪問活動を実施します。

(2) 根尾生活支援ハウス事業

65歳以上のひとり暮らしの方及び夫婦世帯又は要介護認定において非該当、要支援となった方、又は居住環境及び家庭環境の変化等により、家族による援助を受けることが困難で、独立して生活することに不安のある方に対し施設内での共同生活を送るとともに生活援助員による援助を行います。

- 根尾生活支援ハウス 定員10名

(3) 指定管理者制度による公共施設の管理・運営

① 老人福祉センター（真正・本巢）の管理運営

老人の健康増進及び文化活動のための場を提供し、憩いと交流の場を提供します。

② 糸貫ぬくもりの里の管理運営

市民の健康づくりと高齢者に対する在宅福祉の充実を図るとともに、市民の地域福祉活動及び文化活動を振興し、会議室やホールの貸し出しを行います。

③ 根尾高齢者生活福祉センターの管理

根尾デイサービスセンター及び根尾生活支援ハウスが円滑に運営できるよう施設設備の管理をおこないます。

④ 障がい者就労支援センター（みつば、杉の子）の管理

障がい者就労支援センターが円滑に運営できるよう施設設備の管理を行います。